

神奈川県地域経済牽引事業促進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第6項の規定による主務大臣の同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定に基づく変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議を行うことにより、当該地域における地域経済牽引事業の促進のために当該地域の地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 前条の協議会は、神奈川県地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(設置)

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員として設置する。

- (1) 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村
- (2) 神奈川県
- (3) 法第2条第2項に定める地域経済牽引支援機関
- (4) 法第7条第2項各号に掲げる者

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は別表のとおりとする。

3 委員は非常勤とする。

(公表)

第4条 法第7条第3項に基づく公表は、前条第1項第2号に掲げる神奈川県のホームページへの掲載等により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更に係る協議を行うこと。
- (2) 地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関し必要な調整を行うこと。

(役員及び職務)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 会長は、神奈川県産業労働局産業部産業振興課長とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名し、協議会委員の同意を得て選任する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 副会長の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。
- 7 役員は非常勤とする。

(オブザーバー)

第7条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

- 2 会長はオブザーバーを会議に招集し、発言を求めることができる。

(会議の招集)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は委員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は委員の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第11条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、神奈川県産業労働局産業部産業振興課に事務局を置く。

(協議会解散の場合の措置)

第13条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

(その他の必要事項)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成29年10月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年9月7日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年5月26日から施行する。

(別表)

	団体名	所属名	職名
1	神奈川県	産業労働局産業部産業振興課	産業振興課長
2	〃	産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課	企業誘致・国際ビジネス課長
3	横浜市	経済局政策調整部企画調整課	企画調整課長
4	〃	経済局誘致推進部企業誘致・立地課	企業誘致・立地課長
5	川崎市	経済労働局産業政策部企画課	企画課長
6	〃	経済労働局経営支援部経営支援課	経営支援課長
7	相模原市	環境経済局地域経済政策課	地域経済政策課長
8	横須賀市	経済部企業誘致・工業振興課	企業誘致・工業振興課長
9	平塚市	産業振興部産業振興課	産業振興課長
10	鎌倉市	市民防災部商工課	商工課長
11	藤沢市	経済部産業労働課	産業労働課長
12	小田原市	経済部産業政策課	産業政策課長
13	茅ヶ崎市	経済部産業観光課	産業観光課長
14	逗子市	市民協働部経済観光課	経済観光課長
15	三浦市	市長室	市長室統括課長
16	秦野市	環境産業部産業振興課	産業振興課長
17	厚木市	産業振興部産業振興課	産業振興課長
18	大和市	市民経済部産業活性課	産業活性課長
19	伊勢原市	経済環境部商工観光課	商工観光課長
20	海老名市	経済環境部商工課	商工課長
21	座間市	地域づくり部産業振興課	産業振興課係長
22	南足柄市	環境経済部商工観光課	商工観光課長
23	綾瀬市	産業振興部工業振興企業誘致課	工業振興企業誘致課長
24	葉山町	都市経済部産業振興課	産業振興課長
25	寒川町	環境経済部産業振興課	産業振興課長
26	大磯町	産業環境部産業観光課	産業観光課長
27	二宮町	都市部産業振興課	産業振興課長
28	中井町	企画課	企画課長
29	大井町	企画財政課	企画財政課長
30	松田町	政策推進課定住少子化担当室	参事兼政策推進課長兼定住少子化担当室長
31	山北町	商工観光課	商工観光課長
32	開成町	産業振興課	産業振興課長
33	箱根町	企画観光部観光課	観光課長
34	真鶴町	産業観光課	産業観光課長
35	湯河原町	観光課	観光課長
36	愛川町	環境経済部商工観光課	商工観光課長
37	清川村	産業観光課	産業観光課長
38	神奈川県中小企業団体中央会		事務局長
39	公益財団法人神奈川県産業振興センター		経営支援部長
40	地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所		企画部長
41	公益財団法人横浜企業経営支援財団		事務局長
42	公益財団法人川崎市産業振興財団		事務局長
43	公益財団法人相模原市産業振興財団		事務局長
44	公益財団法人横須賀市産業振興財団		事務局長
45	公益財団法人湘南産業振興財団		事務局長
46	神奈川県信用保証協会		企画部長
47	神奈川県商工会連合会		事務局長
48	一般社団法人神奈川県商工会議所連合会		事務局長
49	株式会社浜銀総合研究所	地域戦略研究部	部長